内閣衆質一五六第一〇九号

平成十五年七月二十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長綿貫民輔殿

衆議院議員保坂展人君提出公的年金制度に対する国民不信の原因である様々な問題に関する質問に対し、

別紙答弁書を送付する。

衆議院議員保坂展人君提出公的年金制度に対する国民不信の原因である様々な問題に関する質問に対

する答弁書

一について

仮に、 年金の第一号被保険者であって過去二年間保険料を全く納付していないものをいう。以下同じ。)の人数 の後その意思及び保険料未納の状態を継続するとは限らず、 たものであるが、これは、 をお答えした上で、 から三年ごとに実施している国民年金被保険者実態調査によって把握した国民年金の保険料未納者 先の答弁書(平成十五年一月三十一日内閣衆質一五五第四九号)二の(3)についてでは、 ある被保険者が電話又は戸別訪問による納付督励の際に納付を拒否する意思を示したとしても、 保険料未納者を「拒否者」とそれ以外の者に区分することは困難である旨をお答えし 何をもって「拒否者」というかということ自体が難しい問題であることに加え、 当該被保険者が保険料未納者に該当するとは 平成八年度 (国民

者 方、 の項目が存在」 御指摘の 「被保険者記録を管理している社会保険庁のコンピュータ・マニュアルには、 とは、 社会保険庁社会保険業務センターが作成した「国民年金保険料関係業務取扱要 「拒否 限らないからである。

_

領 と記載されている者の中には現に保険料を納付している者も含まれているところである。 納付書の送付を別扱いとする必要があることから記載することとしているものであり、 当該項目は、 中の徴収事蹟処理票の事蹟表示欄に「3. 電話又は戸別訪問による納付督励の際に被保険者が納付を拒否する意思を示した場合には、 納付拒否」 の項目が存在することを指すものと考えるが、 3 納付拒否_

過 また、 十五日現在で二万九千七百八十八人となるが、これは、 去にお なお、 徴収事蹟処理票の事蹟表示は、 事蹟表示欄に「3. いて事蹟表示欄に <u>3</u>. 納付拒否」が記載されている者の数をあえて集計すれば、平成十五年六月二 納付拒否」 その内容に変更のあった都度記載を更新することとしているため、 が記載されていた者の数をお示しすることはできない。 保険料未納者の人数の内数であるとは限らない。

二の(1)について

生年金保険の保険給付及び国民年金の給付等に使用されるコンピュータシステム 庁舎(同日前は同庁の高井戸庁舎)に設置された厚生年金保険、 インシステム」という。)の各コンピュータの機種、 社会保険庁社会保険業務センターの三鷹庁舎 (昭和六十三年十月一日前は同庁の三鷹庁舎) 性能等は、 別表第一のとおりである。 国民年金等の適用及び保険料の徴収、厚 (以下「社会保険オンラ 及び高井戸

また、 社会保険オンラインシステムによって処理された業務の件数は、 別表第二のとおりである。

二の(2)及び(3)について

社会保険オンラインシステムの稼働時間については、三鷹庁舎及び高井戸庁舎の各庁舎に設置されてい

るコンピュータ全体の稼働時間として把握しており、二の(1)についてでお答えした各コンピュータご

との稼働時間及び一般財源を充てた業務と保険料財源を充てた業務とに区分した稼働時間は把握していな

61

なお、 各庁舎の社会保険オンラインシステムの稼働時間は、 別表第三のとおりである。

また、 実際に支出した社会保険オンラインシステムの経費は、 別表第四のとおりである。

三の(1)について

昭和二十年度から平成十四年度までの間における厚生年金保険について、 保険料率は、 別表第五のとお

りであり、 保険料収入、 運用収入、年金給付額、 福祉施設事業費支出額、 その他支出額、 収支差引残、 年

度末積立金、 積立度合、 被保険者数及び適用事業所数は、 別表第六のとおりである。

なお、 お尋ねの 「加入率」については、 その定義が明らかではなく、 お答えすることは困難である。 仮

に、 事業所数又は被保険者数」 「厚生年金保険が適用されている適用事業所数又は被保険者数」の に対する割合を指すとすれば、 そのような割合は把握 「本来厚生年金保険を適用すべき してい な 11

三の(2)について

の項に計上されているが、当該運用収入が保険給付費を始めどの科目の歳出に充てられたか等を区分する 厚生年金保険の積立金を運用して得られた収益は、 毎年度厚生保険特別会計年金勘定の歳入の運用収入

三の(3)について

ことはできないものである。

立金、 り、 制度発足時から平成十四年度までの間における国民年金について、 保険料収入、 積立度合、 被保険者数及び検認率は、 運用収入、 年金給付額、 福祉施設事業費支出額、 別表第八のとおりである。 その他支出額、 保険料額は、 収支差引残、 別表第七のとおりであ 年度末積

年ごとに実施している公的年金加入状況等調査において把握している公的年金未加入者数と国民年金の被 数」に対する割合を指すものと考えるが、「国民年金の被保険者となるべき者の数」を平成四年度から三 なお、 お尋ねの「加入率」とは、 「国民年金の被保険者数」の 「国民年金の被保険者となるべき者の

十七・八パーセント、 保険者数の合計とすれば、 平成十年度は九十八・六パーセント、 お尋ねの 「加入率」は、 平成四年度は九十七・五パーセント、 平成十三年度は九十九・一パーセントとなる。 平成七年度は九

三の(4)について

することはできないものである。 の項に計上されているが、当該運用収入が国民年金給付費を始めどの科目の歳出に充てられたか等を区分 国民年金の積立金を運用して得られた収益は、 毎年度国民年金特別会計国民年金勘定の歳入の運用収入

四について

り、 国 『庫負担、 厚生年金保険及び国民年金の積立金については、年金給付費、基礎年金拠出金等の支出総額が、 あらかじめ、 運用収入等の収入総額を上回った場合に、これを取り崩して不足額に充当することとなってお いつの時点からどれだけの金額を取り崩すかが予定されているものではない。 保険料、

会経済情勢等の変化を考慮して、長期的に給付と負担が均衡するよう保険料の引上げ計画の策定や給付水 なお、 厚生年金保険及び国民年金については、少なくとも五年に一度行われる財政再計算において、 社

準の設定を行い、 必要な制度改正を行うとともに、年金財政の将来見通しを示すこととしている。 前 回の

平成十一年財政再計算において示した、 支出総額が、 通しのとおりに年金財政が推移すれば、 及び国民年金の将来見通しにおいては、 保険料、 国庫負担、 運用収入等の収入総額を上回る見込みとなっており、 支出総額が収入総額を上回った分だけ積立金の取崩しを行うこと 平成六十二年度前後において、 厚生年金基金の代行部分を含めた厚生年金保険全体の将来見通し 年金給付費、 基礎年金拠出 仮に、 この将来見 「金等の

五の(1)について

となる。

額、 昭和五十七年度から平成十四年度までの間における厚生年金保険について、 未収保険料、 過年度未収保険料の収納額、 不納欠損額及び収納未済歳入額は、 徴収決定済額、 別表第九のとおりであ 収納済歳入

る。

ŧ のとおりであるが、 また、 のの数と解すれば、 お尋ねの 「未納事業者への差押さえ件数」 お尋ねの「未納事業者への債務確認件数」を未納事業所で債務があることを承認した そのような数は把握していない。 は、 差押えを執行した事業所数と解すれば、 別表第十

五の(2)について

未収保険料、 また、 昭 和 五十七年度から平成十四年度までの間における国民年金について、 お尋ねの 過年度未収保険料の収納額、 「未納者への差押さえ件数」 不納欠損額及び収納未済歳入額は、 は、 未納被保険者に差押えを執行した件数と解すれば、 徴収決定済額、 別表第十一のとおりである。 収納済歳 別

六について

認したものの数と解すれば、

そのような数は把握していない。

表第十二のとおりであるが、

お尋ねの

「未納者への債務確認件数」

を未納被保険者で債務があることを承

れない場合があることを指すものと考えるが、そのような事例は、 入被保険者 お 尋 ね の事例は、 。 以 下 「任意加入被保険者」という。)について、 国民年金法 (昭和三十四年法律第百四十一号) 保険料納付済期間 附則第五条第一項の規定による任意加 国民年金法等 0 \mathcal{O} 部が年金額に反映さ 部を改正する法律

昭

和六十年法律第三十四号)

が施行された昭和六十一年四月一日以降に生じ得るものである。

制度は、 六十五歳から満額の老齢基礎年金を受給する仕組みであるが、 老齢基礎年金は、 六十歳前の間に免除、 原則として二十歳から六十歳に達するまでの四十年間保険料を納付することにより、 未納等の期間があり、 老齢基礎年金の年金額が満額に満たない場合、 国民年金法附則第五条の任意加 六十

歳以降六十五歳に達するまでの間任意加入して保険料を納めることにより、 年金額を満額に近づけること

を可能とする制度である。

このように、加入するかどうかは被保険者の任意であるという性格上、六十五歳到達等の場合を除き、

本人が申し出た場合に限り被保険者の資格を喪失させることとされており、 保険料納付済期間の月数が満

額の年金額となる数に達した場合であっても、本人からの資格喪失の申出がなければ、 加入を継続させ、

保険料を収納することになるため、お尋ねのような事例が制度上生じ得るものである。

社会保険庁から任意加入被保険者の資格取得の申出を受理する市町村に対して、

当該申出があっ

なお、

たときは、 必要に応じ本人から事情を聴取し、 加入可能年数を超える者等の加入を防ぐため、 必要な審査

を行うとともに、本人に対して任意加入被保険者制度について説明を行い、 保険料納付済期間 の月数が が満

額 の年金額となる数に達する時期に喪失の申出が必要となる旨を周知するよう指導する等、 お尋ねのよう

な事例が発生しないよう努めているところである。

また、 任意加入被保険者のうちお尋ねの事例に該当する者の数を区分し、 集計することは行っていない

ため、その人数をお答えすることは困難である。

別表第一 1 三鷹庁舎設置<u>分</u>

1 三鷹庁舎設 機種	製造元	台数	使用開始 年 度	使用終了 年 度	性 能 (MIPS/台)	
DTD0 11W45	ロナ帝に奉託ハガ	2	昭和59年度	昭和62年度	8. 00	
DIPS-11M45	日本電信電話公社	2	昭和59年度	平成元年度	8.00	
DIDO 11WOF	D +承/=碌红州-+人址	1	昭和61年度	平成8年度	2. 00	
DIPS-11M25	日本電信電話株式会社 	1	昭和61年度	平成12年度	2.00	
DIDC 11MAFF	日本電信電話株式会社	2	昭和62年度	平成4年度	20. 00	
DIPS-11M45E	エヌ・ティ・ティ・デー タ通信株式会社	2	平成元年度	平成4年度	20.00	
M-640/20	株式会社日立製作所	1	平成元年度	平成2年度	8. 50	
M-660K	株式会社日立製作所	1	平成2年度	平成6年度	8. 50	
DIDS 1 1M4EEV	エヌ・ティ・ティ・デー	2	平成4年度	平成8年度	30. 00	
DIPS-11M45EX	タ通信株式会社	1	平成4年度	平成12年度	50.00	
DIDC 11M4EEVD	エヌ・ティ・ティ・デー	1	平成4年度	平成12年度	48. 00	
DIPS-11M45EXD	タ通信株式会社	2	平成8年度	平成12年度	40.00	
M-880/180	株式会社日立製作所	1	平成6年度	平成14年度	38. 50	
MP5800/220	株式会社日立製作所	2	平成8年度	使用中	112. 60	
PX7800/324SV	日本電気株式会社	2	平成12年度	使用中	54. 00	
GS8800 (3CPU)	富士通株式会社	8	平成12年度	平成13年度	77. 20	
MP5800/225E	株式会社日立製作所	2	平成12年度	平成13年度	162. 00	
MP5600/80SX	株式会社日立製作所	1	平成14年度	使用中	12. 20	
GS8800 (4CPU)	富士通株式会社	8	平成14年度	使用中	103. 00	
MP5800/325E	株式会社日立製作所	2	平成14年度	使用中	225. 00	

⁽注) MIPSとは、コンピュータの処理能力を表す単位であり、 1 MIPSは 1 秒間に 1 0 0 万回の演算を処理する能力を有することを表す。

2 高井戸庁舎設置分

2 高井戸庁 ² 機種	製造元	台数	使用開始 年 度	使用終了 年 度	性 能 (MIPS/台)
H-8400	株式会社日立製作所	2	昭和42年度	昭和45年度	0. 08
п-6400	体八云红日立教[F/]	1	昭和42年度	昭和52年度	0.00
11 9500	株式会社日立製作所	2	昭和45年度	昭和52年度	0. 20
H-8500	体以云征 I 立義 IF // I	1	昭和47年度	昭和53年度	0. 20
11 0450	株式会社日立製作所	1	昭和49年度	昭和53年度	0. 17
H-8450	休八云仙日立殺行別	1	昭和51年度	昭和53年度	0.11
		2	昭和52年度	昭和57年度	
M-170	株式会社日立製作所	2	昭和53年度	昭和55年度	1. 10
		1	昭和54年度	昭和57年度	
M-180	株式会社日立製作所	2	昭和55年度	昭和60年度	3. 00
	株式会社日立製作所	2	昭和57年度	昭和62年度	10.00
М-280Н		2	昭和60年度	平成元年度	10.00
M GOOD	姓式会社口支制 佐託	2	昭和62年度	平成3年度	14. 00
M-680D	株式会社日立製作所	2	平成元年度	平成5年度	14. 00
M-680/180E	株式会社日立製作所	2	平成3年度	平成7年度	19. 00
M-880/180	株式会社日立製作所	2	平成5年度	平成9年度	38. 50
M-880/220	株式会社日立製作所	2	平成7年度	平成10年度	85. 20
MP5800/220	株式会社日立製作所	2	平成9年度	平成13年度	112. 60
MP5800/420	株式会社日立製作所	2	平成10年度	平成14年度	205. 00
MP6000/180	株式会社日立製作所	2	平成13年度	使用中	140. 70
MP6000/310	株式会社日立製作所	2	平成14年度	使用中	372. 00

⁽注) MIPSとは、コンピュータの処理能力を表す単位であり、1 MIPSは1 秒間に1 0 0 万回の演算を処理する能力を有することを表す。

別表第二

1 三鷹庁舎

(1) 即時処理

(単位:件)

処理項目	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
照会	107, 854, 557	117, 082, 295	133, 573, 688	146, 325, 258	178, 967, 755
適用	49, 898, 049	49, 527, 678	50, 561, 641	49, 972, 336	51, 920, 659
保険料	144, 402, 302	146, 294, 532	140, 262, 491	126, 104, 789	91, 721, 601
短期給付	5, 146, 099	5, 000, 713	4, 918, 267	4, 912, 628	4, 698, 797
年金給付	5, 669, 966	6, 349, 471	6, 007, 984	6, 476, 864	6, 856, 590
その他	1, 345, 527	1, 517, 359	14, 767, 906	14, 319, 386	14, 407, 810
合計	314, 316, 500	325, 772, 048	350, 091, 977	348, 111, 261	348, 573, 212

(2) 一括処理

(単位:件)

· - / •					
処理項目	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
適用	17, 555, 179	17, 822, 203	17, 602, 101	17, 836, 288	417, 839, 416
保険料	727, 646, 016	717, 722, 593	727, 703, 132	953, 119, 419	1, 286, 336, 889
その他	246, 817, 395	255, 800, 789	663, 686, 403	695, 281, 910	729, 533, 529
合計	992, 018, 590	991, 345, 585	1, 408, 991, 636	1, 666, 237, 617	2, 433, 709, 834

2 高井戸庁舎

(1) 即時処理

(単位:件)

(I) Mini Core					()
処理項目	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
照会	69, 113, 573	72, 143, 022	75, 128, 137	77, 641, 223	81, 124, 514
年金裁定	6, 013, 454	6, 221, 281	6, 443, 900	6, 709, 798	7, 076, 953
諸変更・額試算	25, 755, 138	26, 523, 677	27, 630, 243	28, 727, 524	29, 767, 377
再交付	1, 300, 851	1, 277, 954	1, 316, 847	1, 377, 231	1, 419, 349
その他	44, 350	45, 548	47, 786	50, 004	51, 986
合計	102, 227, 366	106, 211, 482	110, 566, 913	114, 505, 780	119, 440, 179

(2) 一括処理

(単位:件)

(2) 11/0-1					
処理項目	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
年金給付	326, 842, 374	315, 945, 109	344, 260, 582	328, 716, 621	340, 890, 837
その他	28, 708, 872	30, 050, 070	31, 150, 349	32, 149, 165	32, 301, 627
合計	355, 551, 246	345, 995, 179	375, 410, 931	360, 865, 786	373, 192, 464

- (注) 1. 平成9年度以前については記録を保存していないため、平成10年度以降について整理してい
 - 2. 即時処理とは、社会保険事務所等の端末から送信された要求について、即時に処理を行い、結果を返す処理をいい、送信された要求の件数で表している。
 - 3. 一括処理とは、大量のデータを集中的に処理することをいう。定期的(日次、月次及び年次) に一括処理し、最終的に出力したデータの件数を表しており、随時の処理については件数を把 握していない。

別表第三

Max	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
三鷹庁舎	3,933時間58分	3,984時間58分	3,951時間21分	3,638時間03分	3, 784時間49分
高井戸庁舎	3,618時間51分	4,678時間58分	4,772時間32分	4,907時間59分	5,036時間43分

⁽注) 平成9年度以前については記録を保存していないため、平成10年度以降について整理している。

別表第四 (単位:円)

<u> 別表第四</u>			
	一般財源	保険料財源	合 計
昭和42年度	315, 685, 036	0	315, 685, 036
昭和43年度	468, 100, 995	0	468, 100, 995
昭和44年度	492, 892, 067	0	492, 892, 067
昭和45年度	551, 488, 427	0	551, 488, 427
昭和46年度	597, 581, 752	0	597, 581, 752
昭和47年度	739, 524, 859	0	739, 524, 859
昭和48年度	882, 215, 171	0	882, 215, 171
昭和49年度	995, 190, 241	5, 242, 957	1, 000, 433, 198
昭和50年度	1, 089, 851, 400	29, 062, 378	1, 118, 913, 778
昭和51年度	1, 096, 472, 072	263, 372, 500	1, 359, 844, 572
昭和52年度	1, 143, 671, 800	478, 507, 399	1, 622, 179, 199
昭和53年度	1, 109, 866, 800	723, 216, 190	1, 833, 082, 990
昭和54年度	1, 310, 723, 181	1, 256, 564, 408	2, 567, 287, 589
昭和55年度	2, 126, 571, 666	3, 148, 369, 320	5, 274, 940, 986
昭和56年度	2, 290, 697, 189	5, 056, 804, 095	7, 347, 501, 284
昭和57年度	2, 801, 804, 106	6, 670, 888, 222	9, 472, 692, 328
昭和58年度	1, 046, 866, 986	9, 585, 961, 866	10, 632, 828, 852
昭和59年度	1, 947, 414, 969	16, 942, 507, 520	18, 889, 922, 489
昭和60年度	2, 702, 465, 608	20, 582, 599, 994	23, 285, 065, 602
昭和61年度	3, 383, 729, 290	26, 090, 788, 159	29, 474, 517, 449
昭和62年度	3, 654, 565, 440	28, 325, 650, 963	31, 980, 216, 403
昭和63年度	4, 201, 938, 673	32, 257, 614, 058	36, 459, 552, 731
平成元年度	4, 512, 929, 502	34, 750, 208, 521	39, 263, 138, 023
平成2年度	4, 755, 276, 955	36, 224, 819, 601	40, 980, 096, 556
平成3年度	4, 123, 912, 995	37, 097, 227, 952	41, 221, 140, 947
平成4年度	3, 980, 803, 422	35, 986, 957, 001	39, 967, 760, 423
平成5年度	4, 341, 300, 050	39, 335, 320, 414	43, 676, 620, 464
平成6年度	4, 287, 556, 520	39, 479, 315, 680	
平成7年度	4, 493, 752, 017	41, 787, 635, 155	46, 281, 387, 172
平成8年度	5, 053, 885, 022	48, 581, 264, 221	53, 635, 149, 243
平成9年度	6, 294, 390, 000	60, 100, 872, 000	66, 395, 262, 000
平成10年度	0	73, 253, 086, 747	73, 253, 086, 747
平成11年度	0	76, 926, 667, 112	76, 926, 667, 112
平成12年度	782, 304, 000	79, 954, 311, 682	80, 736, 615, 682
平成13年度	743, 253, 000	89, 040, 585, 875	89, 783, 838, 875
平成14年度	743, 253, 000	95, 474, 842, 000	96, 218, 095, 000

- (注) 1. 社会保険オンラインシステムの経費(高井戸庁舎のコンピュータ等の借料及び三鷹庁舎のコンピュータシステムに係るデータ通信サービスの使用料)に係る決算額(平成14年度については予算額)を計上している。
 - 2. 全国に年金相談コーナーを設置し、通信回線を活用した照会業務を開始することに伴い、昭和49年度から保険料財源からの支出を行うこととした。
 - 3. 財政構造改革の推進に関する特別措置法(平成9年法律第109号)第11条の規定に基づき、平成10年度から平成15年度までの間、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び国民年金法に基づく年金事業の事務に要する費用の一部に国及び地方公共団体の負担以外の財源を充てることとされている。平成12年度から平成14年度に一般財源から支出している経費は、介護保険料の徴収に係るシステム経費である。

別表第五

<u> </u>		
	一般	坑内夫
昭和 20年4月~昭和22年8月 昭和 22年9月~昭和23年7月	標準報酬月額10円につき1円10銭 標準報酬月額100円につき 男子は9円40銭、女子は6円80銭	標準報酬月額10円につき1円50銭 標準報酬月額100円につき12円60銭

	暫定保険料率(パーミル)				
	男子	女子	坑内夫	任意継続	
昭和 23年8月~昭和29年4月	30	30	35	26	

(注)任意継続の保険料率は昭和25年4月以降

		保険料率(パーミル)				
	第一種	第二種	第三種	第四種		
昭和 29年 5月~昭和35年 4月	30	30	35	30		
昭和 35年 5月~昭和40年 4月	35	30	42	35		
昭和 40年 5月~昭和44年10月	55 (31)	39 (19)	67(31)	55		
昭和 44年11月~昭和46年10月	62 (36)	46 (24)	74 (36)	62 *1		
昭和 46年11月~昭和48年10月	64 (38)	48 (26)	76 (38)	64		
昭和 48年11月~昭和49年10月	76 (50)	58 (36)	88 (50)	76		
昭和 49年11月~昭和51年 7月	76 (48)	58 (34)	88 (48)	76		
昭和 51年 8月~昭和55年 9月	91 (61)	73 (47)	103(61)	91		
昭和 55年10月~昭和60年 9月	106 (74)	89 (60) *2	118(74)	106 *3		
昭和 60年10月~平成元年12月	124 (92)	113 (83)*4	136 (104)	124		
平成 2年 1月~平成 2年12月	143 (111)	138 (108)	161 (129)	143 *5		
平成 3年 1月~平成 3年12月	145 (113)	141.5(111.5)	163 (131)	145		
平成 4年 1月~平成 4年12月	145 (113)	143 (113)	163 (131)	145		
平成 5年 1月~平成 5年12月	145 (113)	144. 5 (114. 5)	163 (131)	145		
平成 6年 1月~平成 6年10月	145 (113)	145 (113)	163 (131)	145		
平成 6年11月~平成 8年 3月	165 (130)	165 (130)	183 (148)	165 *6		
平成 8年 4月~平成 8年 9月	165	165	183	165		
	$(133\sim 127)$	$(133\sim 127)$	(151~145)			
平成 8年10月~平成15年 3月	173. 5	173. 5	191. 5	173. 5		
	$(141.5 \sim 135.5)$	$(141.5 \sim 135.5)$	$(159.5 \sim 153.5)$			
平成 15年 4月~	135. 8	135.8	149. 6	135. 8		
	(111.8~105.8)	$(111.8 \sim 105.8)$	$(125.6 \sim 119.6)$			

- (注) 1. 括弧内は特例被保険者の保険料率(昭和40年6月以降)
 - 2. 船員任意継続被保険者の保険料率は、平成2年2月以降は161パーミル、平成3年1月以降は163パーミル、平成6年12月以降は183パーミル、平成8年10月以降は191.5パーミルである。
 - 3. 平成7年4月以降平成15年3月までは、賞与等に係る特別保険料を徴収していた(特別保険料額は、賞与等の額(100円未満の端数は切捨て)に10パーミルを乗じて得た額)。
 - 4. 平成8年4月以降の特例被保険者の保険料率は、厚生年金基金ごとに規約で定められる。
 - 5. 日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合の組合員であった者の保険料率は、平成9年4 月以降15年3月までは、それぞれ200.9パーミル、199.2パーミルであり、平成15 年4月以降は、それぞれ156.9パーミル、155.5パーミルである。
 - 6. 平成15年4月以降は総報酬制を導入し、標準報酬月額及び標準賞与額の双方に同じ保険料率 を掛けた保険料を徴収している。
 - *1 昭和45年1月以降
 - *2 昭和56年以降昭和59年まで毎年6月分から1パーミルずつ引上げ
 - * 3 昭和55年11月以降
 - * 4 昭和61年10月以降平成元年まで毎年10月分から1.5パーミルずつ引上げ
 - * 5 平成2年2月以降
 - *6 平成6年12月以降

別表第六(その1)

別表第六((その1)			
	保険料収入	運用収入	年金給付額	福祉施設事業費支出額
	円	円	円	円
昭和20年度	577, 158, 986	29, 827, 878	53, 601, 162	1, 511, 000
昭和21年度	1, 543, 730, 034	37, 987, 365	126, 032, 148	
昭和22年度	2, 656, 509, 883	99, 533, 084	163, 540, 190	
昭和23年度	6, 569, 492, 115	172, 405, 677	222, 769, 217	14, 800, 000
昭和24年度	11, 794, 923, 872	428, 529, 270	597, 765, 008	28, 500, 000
昭和25年度	13, 082, 806, 261	1, 302, 772, 158	1, 345, 296, 161	23, 500, 000
昭和26年度	15, 219, 262, 707	2, 189, 712, 235	2, 411, 716, 680	
昭和27年度	17, 192, 727, 442	3, 018, 730, 756	3, 462, 584, 783	
昭和28年度	17, 688, 053, 501	3, 928, 733, 228	4, 720, 900, 710	
昭和29年度	29, 570, 842, 130	5, 098, 205, 868	5, 793, 625, 861	353, 228, 000
昭和30年度	34, 244, 141, 215	6, 798, 856, 219	6, 485, 684, 601	321, 322, 000
昭和31年度	38, 371, 134, 249	9, 330, 308, 179	6, 809, 665, 391	468, 204, 000
昭和32年度	43, 083, 485, 185	12, 021, 261, 030	7, 813, 199, 637	259, 069, 000
昭和33年度	46, 603, 037, 581	15, 073, 477, 474	9, 015, 398, 446	
昭和34年度	51, 024, 110, 098	18, 422, 340, 679	9, 511, 997, 031	
昭和35年度	80, 716, 036, 493	22, 676, 731, 630	10, 741, 167, 719	
昭和36年度	101, 771, 185, 062	31, 321, 656, 214	12, 233, 707, 121	924, 770, 000 848, 952, 000
昭和37年度	122, 206, 985, 460	39, 841, 880, 646	14, 105, 212, 011	
昭和38年度	141, 442, 510, 871 163, 687, 595, 128	50, 261, 473, 435 62, 192, 014, 104	16, 269, 415, 729 18, 196, 466, 633	
昭和39年度 昭和40年度	297, 369, 048, 082	78, 447, 334, 819	37, 618, 959, 071	2, 153, 920, 370
昭和40年度	360, 711, 252, 513	102, 522, 219, 387	54, 440, 728, 356	
昭和41年度	402, 812, 762, 545	131, 460, 692, 530	65, 050, 580, 890	
昭和43年度	450, 556, 612, 426	163, 373, 771, 875	76, 846, 831, 798	
昭和44年度	553, 604, 044, 125	201, 213, 299, 734	98, 855, 343, 189	
昭和45年度	747, 945, 433, 025	249, 612, 214, 648	154, 469, 756, 916	
昭和46年度	871, 764, 689, 850	309, 096, 617, 099	183, 079, 098, 909	
昭和47年度	1, 043, 122, 700, 204	379, 763, 862, 107	225, 921, 955, 376	
昭和48年度	1, 346, 879, 387, 692	459, 636, 533, 571	331, 060, 966, 437	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
昭和49年度	1, 930, 700, 574, 604	586, 022, 875, 028	682, 750, 030, 001	14, 797, 017, 000
昭和50年度	2, 201, 975, 053, 950	750, 987, 358, 589	953, 739, 450, 092	15, 623, 650, 000
昭和51年度	2, 857, 254, 926, 819	923, 534, 658, 501	1, 365, 141, 440, 682	
昭和52年度	3, 458, 246, 438, 683	1, 131, 502, 551, 371	1, 844, 896, 929, 708	
昭和53年度	3, 717, 578, 207, 953	1, 321, 541, 828, 458	2, 270, 518, 710, 220	
昭和54年度	3, 988, 005, 179, 856	1, 511, 267, 826, 681	2, 655, 664, 753, 562	
昭和55年度	4, 700, 737, 913, 523	1, 784, 623, 684, 750	3, 251, 459, 534, 605	
昭和56年度	5, 627, 452, 209, 879	2, 108, 510, 336, 262	3, 922, 132, 044, 091	
昭和57年度	5, 998, 708, 300, 902	2, 399, 664, 691, 798	4, 488, 567, 204, 024	
昭和58年度	6, 290, 588, 599, 434	2, 692, 424, 874, 885	5, 010, 347, 283, 385	
昭和59年度	6, 576, 374, 323, 733	2, 992, 147, 483, 756	5, 528, 113, 272, 578	
昭和60年度	7, 505, 306, 783, 636	3, 329, 443, 167, 428 3, 641, 041, 597, 330	6, 227, 415, 126, 970 7, 620, 876, 369, 833	
昭和61年度	8, 601, 772, 735, 155	3, 787, 678, 653, 010	8, 236, 025, 410, 852	
昭和62年度 昭和63年度	8, 914, 245, 874, 890 9, 450, 492, 982, 765	3, 826, 823, 528, 976	8, 768, 318, 580, 385	
平成元年度	10, 490, 993, 235, 302	3 915 945 428 200	9, 628, 350, 302, 861	118, 896, 928, 000
平成 2年度	13, 050, 692, 258, 739	4, 215, 186, 877, 807	10, 503, 093, 201, 740	
平成 3年度	14, 214, 107, 461, 601	4, 665, 221, 044, 206	11, 322, 974, 251, 588	
平成 4年度	14, 955, 010, 820, 140	4, 955, 416, 510, 361	12, 146, 046, 863, 798	
平成 5年度	15, 347, 646, 538, 105	5, 077, 151, 037, 774	12, 905, 548, 418, 492	
平成 6年度	16, 339, 805, 453, 324	5, 262, 117, 092, 919	13, 827, 699, 018, 479	169, 988, 661, 000
平成 7年度	18, 693, 281, 716, 896	5, 526, 757, 072, 723	15, 041, 281, 893, 435	
平成 8年度	19, 370, 602, 671, 575	5, 606, 091, 768, 626	15, 689, 025, 509, 593	196, 838, 371, 000
平成 9年度	20, 683, 172, 557, 430	5, 563, 690, 337, 415	17, 289, 476, 764, 043	
平成10年度	20, 615, 075, 449, 440	5, 216, 408, 461, 130	18, 282, 366, 795, 323	
平成11年度	20, 209, 855, 227, 397	4, 728, 593, 834, 272	18, 736, 442, 630, 522	
平成12年度	20, 051, 216, 758, 694	4, 306, 656, 638, 121	19, 154, 365, 995, 853	
平成13年度	19, 935, 986, 551, 506	3, 860, 738, 910, 968	19, 622, 797, 727, 229	
平成14年度	21, 809, 915, 111, 000	3, 157, 009, 665, 000	20, 805, 308, 294, 000	216, 847, 487, 000

別表第六 (その2)

別表第六				
	その他支出額	収支差引残	年度末積立金	積立度合
IIII food for the	円	円 551 711 110	円 003 053 143	16.0
昭和20年度	347, 846	551, 711, 119	903, 952, 142	16. 9 11. 6
昭和21年度	367, 056	1, 467, 131, 008	1, 455, 827, 949	
昭和22年度	164, 679	2, 618, 580, 857	2, 922, 940, 235	17. 9
昭和23年度	274, 143	6, 529, 592, 892	5, 541, 539, 814	24. 9
昭和24年度	436, 842	11, 654, 331, 585	12, 071, 746, 519	20. 2
昭和25年度	781, 996	13, 155, 255, 758	23, 726, 104, 193	17. 6
昭和26年度	630, 279	15, 032, 574, 660	36, 881, 455, 893	15. 3
昭和27年度	581, 489	15, 895, 473, 002	51, 952, 752, 711	15.0
昭和28年度	1, 001, 192	16, 117, 801, 401	67, 895, 531, 237	14. 4
昭和29年度	1, 839, 311	29, 413, 695, 900	84, 075, 807, 539	14. 5
昭和30年度	14, 445, 116	35, 187, 377, 901	113, 535, 300, 794	17. 5
昭和31年度	55, 935, 457	41, 415, 958, 563	148, 693, 575, 122	21.8
昭和32年度	92, 423, 096	48, 144, 666, 215	190, 111, 686, 186	24. 3
昭和33年度	9, 922, 083	53, 526, 079, 638	238, 302, 110, 236	26. 4
昭和34年度	2, 716, 165, 327	58, 201, 441, 770	291, 850, 688, 303	30. 7
昭和35年度	18, 874, 927	93, 757, 160, 122	350, 131, 426, 605	32. 6
昭和36年度	19, 269, 768	121, 827, 366, 313	444, 018, 144, 795	36. 3
昭和37年度	120, 166, 789	149, 160, 503, 566	565, 948, 112, 224	40. 1
昭和38年度	1, 430, 908, 394	175, 268, 890, 941	715, 243, 027, 017	44. 0
昭和39年度	49, 180, 435	209, 100, 896, 065	890, 559, 429, 282	48. 9
昭和40年度	47, 465, 194	341, 727, 199, 613		29. 2
	160, 874, 674	417, 931, 848, 995		26. 5
昭和41年度		477, 486, 606, 083	1, 859, 020, 308, 987	28. 6
昭和42年度	206, 476, 077	547, 981, 570, 924	2, 336, 279, 591, 006	30. 4
昭和43年度	76, 158, 646		2, 884, 261, 686, 356	29. 2
昭和44年度	264, 550, 183	669, 645, 429, 161		
昭和45年度	112, 979, 507	865, 784, 507, 471	3, 553, 999, 948, 228	23. 0 24. 1
昭和46年度	134, 162, 506	1, 021, 372, 266, 178	4, 420, 193, 873, 239	
昭和47年度	163, 543, 152	1, 226, 648, 264, 860	5, 446, 973, 438, 373	24. 1
昭和48年度	555, 103, 821	1, 520, 667, 596, 718	6, 673, 623, 959, 755	20. 2
昭和49年度	372, 319, 846	1, 945, 798, 806, 902	8, 194, 301, 061, 739	12. 0
昭和50年度	1, 755, 083, 639	2, 145, 020, 255, 973	10, 140, 871, 487, 695	10.6
昭和51年度	1, 371, 943, 390	2, 628, 748, 584, 103	12, 286, 886, 313, 983	9.0
昭和52年度	1, 522, 384, 278	3, 057, 100, 327, 156	14, 915, 679, 482, 371	8. 1
昭和53年度	1, 848, 462, 207	3, 131, 783, 713, 934	17, 973, 978, 581, 462	7.9
昭和54年度	2, 252, 711, 417	3, 243, 600, 312, 025	21, 108, 089, 586, 536	7. 9
昭和55年度	92, 715, 185, 333	3, 631, 770, 981, 984	24, 351, 864, 443, 572	7. 5
昭和56年度	98, 342, 064, 487	4, 295, 105, 213, 211	27, 983, 795, 656, 808	7. 1
昭和57年度	98, 379, 111, 998	4, 282, 676, 628, 309	32, 279, 649, 329, 685	7. 2
昭和58年度	98, 500, 170, 077	4, 377, 926, 240, 058	36, 562, 873, 976, 303	7. 3
昭和59年度	126, 903, 621, 593	4, 542, 015, 363, 716	40, 941, 634, 984, 337	7. 4
昭和60年度	127, 440, 645, 576	5, 298, 396, 892, 925	45, 484, 260, 195, 932	7. 3
昭和61年度	3, 088, 135, 197, 519	4, 496, 533, 694, 355	50, 782, 831, 905, 938	5. 6
昭和62年度	3, 839, 389, 368, 002	4, 318, 065, 891, 127	55, 642, 973, 696, 724	5. 6
昭和63年度	3, 678, 906, 264, 898	5, 648, 355, 777, 717	59, 963, 820, 484, 903	5.8
平成元年度	3, 592, 235, 653, 784	4, 604, 645, 646, 280	65, 612, 647, 121, 516	5. 8
平成 2年度	8, 784, 440, 217, 063	6, 642, 781, 085, 613	70, 217, 476, 913, 907	5. 6
平成 3年度	10, 913, 632, 869, 904	7, 135, 805, 907, 892	76, 860, 463, 161, 922	5. 8
平成 4年度	12, 251, 370, 574, 643	7, 117, 242, 565, 076	83, 997, 039, 755, 638	5. 5
平成 5年度	13, 170, 497, 513, 488	6, 734, 984, 951, 326	91, 134, 023, 010, 203	5. 6
平成 6年度	14, 065, 111, 840, 915	6, 657, 767, 921, 697	97, 870, 541, 456, 918	5. 8
平成 7年度	15, 564, 695, 226, 046	7, 275, 991, 189, 587	104, 531, 827, 320, 377	5. 4
<u> </u>	16, 790, 691, 037, 106	6, 638, 098, 919, 712	111, 811, 139, 398, 043	5.
平成 0年度	8, 361, 587, 873, 678	7, 290, 965, 103, 854		5. 4
		5, 080, 098, 541, 150		5.
平成10年度	8, 520, 106, 480, 157			5.
平成11年度	8, 971, 252, 504, 177	3, 948, 196, 342, 776		
平成12年度	9, 253, 601, 496, 969	2, 077, 896, 011, 815		5. 2
平成13年度	9, 435, 243, 834, 840	506, 736, 470, 793		5. 1
平成14年度	10, 664, 521, 978, 000	972, 778, 264, 000		

別表第六 (その3)

	被保険者数	適用事業所数
		Ē.
昭和20年度	4, 326, 255	90, 550
昭和21年度	4, 542, 794	93, 960
昭和22年度	4, 790, 945	103, 512
昭和23年度	5, 712, 650	138, 126
昭和24年度	5, 737, 533	148, 786
昭和25年度	6, 113, 093	166, 953
昭和26年度	6, 612, 604	185, 826
昭和27年度	7, 033, 997	204, 937
昭和28年度	7, 790, 782	238, 698
昭和29年度	7, 885, 699	254, 367
昭和30年度	8, 237, 084	264, 516
	9, 172, 183	288, 631
昭和31年度		321, 745
昭和32年度	10, 039, 234	326, 935
昭和33年度	10, 418, 535	
昭和34年度	11, 762, 067	360, 535
昭和35年度	13, 240, 288	399, 401
昭和36年度	14, 726, 268	435, 90
昭和37年度	15, 604, 107	468, 500
昭和38年度	16, 778, 075	510, 51
昭和39年度	17, 872, 744	553, 919
昭和40年度	18, 417, 703	583, 400
昭和41年度	19, 188, 324	614, 524
昭和42年度	19, 921, 797	644, 548
昭和43年度	20, 719, 884	671, 730
昭和44年度	21, 581, 909	703, 27
昭和45年度	22, 259, 616	731, 57
昭和46年度	22, 514, 189	746, 10
昭和47年度	23, 111, 511	776, 59
昭和48年度	23, 745, 839	813, 70
昭和49年度	23, 654, 487	835, 47
昭和50年度	23, 648, 575	854, 93
昭和51年度	23, 846, 918	876, 00
昭和52年度	23, 902, 678	891, 79
昭和53年度	24, 175, 195	913, 50
昭和54年度	24, 714, 400	942, 19
昭和55年度	25, 239, 339	967, 62
昭和56年度	25, 696, 319	985, 75
	26, 030, 633	1, 000, 78
昭和57年度	26, 363, 844	1, 010, 78
昭和58年度		
昭和59年度	26, 755, 307	1, 020, 56
昭和60年度	27, 068, 283	1, 029, 99
昭和61年度	26, 994, 238	1, 059, 10
昭和62年度	27, 675, 524	1, 113, 79
昭和63年度	28, 769, 153	1, 216, 06
平成元年度	29, 921, 063	1, 319, 61
平成 2年度	30, 997, 056	1, 417, 55
平成 3年度	31, 959, 272	1, 496, 66
平成 4年度	32, 493, 114	1, 544, 28
平成 5年度	32, 650, 669	1, 572, 20
平成 6年度	32, 740, 443	1, 594, 96
平成 7年度	32, 808, 314	1, 613, 81
平成 8年度	32, 999, 258	1, 659, 43
平成 9年度	33, 467, 745	1, 709, 98
平成10年度	32, 956, 551	1, 698, 11
平成11年度	32, 481, 408	1, 689, 17
平成12年度	32, 192, 494	1, 680, 49
平成12千度	31, 575, 928	1, 657, 58
平成13年度	32, 077, 919	1, 634, 72

- (注) 1. 「積立度合」、「被保険者数」及び「適用事業所数」を除き、厚生保険特別会計年金勘定の決算額によるものであり、厚生年金基金の代行部分は含まない。ただし、平成14年度は、「年度末積立金」、「積立度合」、「被保険者数」及び「適用事業所数」を除き、予算額を計上している。
 2. 「運用収入」は、財務省財政融資資金(平成12年度以前は大蔵省資金運用部)への預託金に係る利子収
 - 入額を計上している。

 - (年金給付額」は、決算参照書の「保険給付費」の額である。
 (福祉施設事業費支出額」は、厚生保険特別会計業務勘定への「福祉施設費等財源繰入」の額であり、平成10年度以降は財政構造改革の推進に関する特別措置法第11条の規定に基づき、国及び地方公共団体の負担以外の財源を充てることとされた経費に係る支出を含んでいる。
 (その他支出額」は、歳出合計から「年金給付額」と「福祉施設事業費支出額」を引いたものとして算出

 - 5. 「その他文出額」は、歳出台計から「年金給付額」と「福祉施設事業費文出額」を引いたものとして鼻出しており、昭和61年度以降は基礎年金拠出金等を含んでいる。
 6. 「年度末積立金」について、毎会計年度において生じた剰余は、翌年度において積立金に組み入れる取扱いとされている。なお、「年度末積立金」の額は、厚生保険特別会計年金勘定の決算額を記載しているため、「平成13年度厚生年金保険及び国民年金における年金積立金運用報告書」記載の、年金資金運用基金の管理運用業務に係る損益をすべて含めた場合の年金積立金額とは異なる。
 7. 「積立度合」は、厚生保険特別会計年金勘定の決算額から、以下の式により算出した。積立度合=年度末積立金÷(保険給付費+国民年金特別会計基礎年金勘定へ繰入ー国民年金特別会計基礎年金勘定より受入ー旧制度間調整法調整交付金+旧制度間調整法調整拠出金ー国家公務員共済組合連合会築拠出金の入一職城等費用納付金)
 - 会等拠出金収入一職城等費用納付金)
 - 8. 「被保険者数」及び「適用事業所数」は各年度末現在の数である。 9. 昭和61年度以降の「適用事業所数」には船舶所有者を含む。

別表第七

<u> </u>			
保険料を納付する月分	保険料額(月額)		
体験作を削りするカカ	35歳未満の人	35歳以上の人	付加保険料
昭和36年 4月分~昭和41年12月分	100円	150円	
昭和42年 1月分~昭和43年12月分	200円	250円	
昭和44年 1月分~昭和45年 6月分	250円	300円 *1	
昭和45年 7月分~昭和47年 6月分		50円	350円 *3
昭和47年 7月分~昭和48年12月分		50円 *2	00011.0
昭和49年 1月分~昭和49年12月分		00円	
昭和50年 1月分~昭和51年 3月分		00円	
昭和51年 4月分~昭和52年 3月分		00円	
昭和52年 4月分~昭和53年 3月分		00円	
昭和53年 4月分~昭和54年 3月分		30円	
昭和54年 4月分~昭和55年 3月分		00円	
昭和55年 4月分~昭和56年 3月分		70円	
昭和56年 4月分~昭和57年 3月分		00円	
昭和57年 4月分~昭和58年 3月分	5, 220円		
昭和58年 4月分~昭和59年 3月分	5,830円		
昭和59年 4月分~昭和60年 3月分		20円	{
昭和60年 4月分~昭和61年 3月分		40円	
昭和61年 4月分~昭和62年 3月分		00円	400円
昭和62年 4月分~昭和63年 3月分		00円	
昭和63年 4月分~平成元年 3月分		00円	4
平成元年 4月分~平成 2年 3月分		00円]
平成 2年 4月分~平成 3年 3月分		00円	1
平成 3年 4月分~平成 4年 3月分		00円	4
平成 4年 4月分~平成 5年 3月分	9, 700円		4
平成 5年 4月分~平成 6年 3月分	10,500円		
平成 6年 4月分~平成 7年 3月分		00円	4
平成 7年 4月分~平成 8年 3月分		00円	4
平成 8年 4月分~平成 9年 3月分		00円	1
平成 9年 4月分~平成10年 3月分		00円	4
平成10年 4月分以後	13, 3	00円	<u> </u>

- *1 国民年金法の一部を改正する法律(昭和44年法律第86号)附則第15 条第1項の規定による被保険者については、750円(昭和45年1月分 以降)
- *2 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和48年法律第92号) 附則 第19条第1項の規定による被保険者については、900円(昭和48年 10月分以降)
- *3 昭和45年10月分以降

別表第八 (その1)

	保険料収入	運用収入	年金給付額	福祉施設事業費支出額
	円	円	田	円
昭和36年度	18, 364, 697, 352	543, 961, 644	0	4, 806, 343
昭和37年度	21, 597, 046, 022	2, 691, 086, 328	80, 972, 471	8, 894, 000
昭和38年度	22, 793, 869, 524	4, 985, 846, 763	451, 965, 258	38, 906, 171
昭和39年度	23, 623, 151, 266	7, 516, 646, 620	1, 010, 877, 612	69, 909, 734
昭和40年度	24, 831, 119, 592	10, 302, 311, 298	1, 549, 124, 547	103, 829, 134
昭和41年度	30, 718, 775, 574	13, 404, 086, 729	2, 385, 799, 646	150, 118, 000
昭和42年度	47, 207, 362, 223	17, 703, 009, 336	6, 496, 506, 486	
昭和43年度	54, 265, 779, 315	23, 276, 366, 510	8, 070, 026, 770	201, 490, 000
昭和44年度	68, 193, 972, 127	30, 326, 451, 096	9, 565, 700, 714	187, 390, 045
昭和45年度	106, 432, 500, 760	39, 073, 854, 909	15, 056, 929, 326	287, 660, 000
昭和46年度	122, 412, 632, 007	50, 579, 329, 306	24, 245, 185, 740	
昭和47年度	150, 276, 173, 373	64, 490, 023, 180	47, 234, 415, 906	
昭和48年度	174, 654, 371, 005	79, 753, 960, 159	77, 314, 746, 539	
昭和49年度	280, 756, 900, 497	95, 689, 761, 672	217, 077, 693, 861	2, 247, 229, 000
昭和50年度	369, 013, 109, 506	109, 277, 743, 550	456, 625, 503, 751	2, 426, 747, 000
昭和51年度	411, 116, 034, 957	110, 837, 140, 807	711, 026, 830, 310	2, 925, 444, 000
昭和52年度	629, 346, 905, 867	110, 795, 549, 100	944, 022, 285, 939	
昭和53年度	832, 408, 884, 894	112, 438, 634, 525	1, 146, 264, 038, 395	
昭和54年度	1, 005, 867, 943, 622	125, 281, 631, 541	1, 342, 578, 745, 146	
昭和55年度	1, 182, 371, 270, 085	150, 663, 707, 322	1, 576, 336, 090, 441	10, 538, 067, 000
昭和56年度	1, 240, 447, 383, 955	182, 375, 276, 506	1, 841, 730, 933, 074	13, 310, 377, 000
昭和57年度	1, 376, 101, 009, 788	191, 488, 620, 589	2, 069, 069, 116, 725	14, 067, 031, 000
昭和58年度	1, 460, 372, 088, 344	192, 624, 717, 955	2, 248, 060, 130, 026	24, 415, 235, 000
昭和59年度	1, 500, 687, 098, 824	184, 062, 798, 802	2, 424, 455, 640, 202	24, 214, 099, 000
昭和60年度	1, 576, 178, 762, 107	182, 742, 810, 045	2, 650, 013, 214, 802	24, 029, 631, 000
昭和61年度	1, 212, 665, 786, 524	133, 171, 366, 588	2, 913, 673, 741, 312	24, 953, 967, 000
昭和62年度	1, 262, 067, 944, 409	133, 785, 653, 743	2, 736, 856, 618, 899	27, 023, 828, 000
昭和63年度	1, 284, 420, 202, 344	149, 658, 131, 213	2, 928, 580, 942, 183	28, 032, 506, 000
平成元年度	1, 284, 127, 085, 561	151, 407, 556, 626	3, 071, 318, 163, 958	30, 300, 516, 000
平成 2年度	1, 305, 263, 580, 780	173, 652, 144, 643	3, 172, 816, 242, 067	31, 855, 080, 000
平成 3年度	1, 450, 500, 979, 417	205, 708, 137, 811	3, 264, 977, 036, 187	34, 396, 181, 000
平成 4年度	1, 541, 601, 348, 404	255, 111, 915, 467	3, 276, 256, 015, 851	36, 098, 398, 000
平成 5年度	1, 646, 593, 800, 718	278, 925, 273, 912	3, 234, 282, 536, 874	38, 204, 097, 000
平成 6年度	1, 729, 584, 598, 510	304, 284, 364, 405	3, 218, 343, 124, 158	39, 399, 768, 000
平成 7年度	1, 825, 122, 107, 639	318, 373, 230, 874	3, 219, 324, 948, 351	43, 937, 300, 000
平成 8年度	1, 920, 898, 183, 054	329, 608, 859, 910	3, 104, 236, 013, 128	52, 269, 012, 000
平成 9年度	1, 945, 339, 236, 033	340, 452, 179, 914	2, 978, 332, 276, 801	55, 400, 178, 000
平成10年度	1, 971, 602, 603, 037	336, 750, 588, 924	2, 893, 294, 829, 751	56, 456, 997, 000
平成11年度	2, 002, 526, 983, 591	323, 554, 009, 691	2, 778, 099, 150, 636	
平成12年度	1, 967, 840, 647, 325	282, 833, 673, 523	2, 645, 403, 017, 810	
平成13年度	1, 953, 759, 943, 238	226, 287, 107, 194	2, 513, 268, 392, 235	
平成14年度	2, 162, 047, 675, 000	187, 916, 894, 000	2, 455, 707, 401, 000	97, 023, 380, 000

別表第八 (その2)

	その他支出額	収支差引残	年度末積立金	積立度合
	円	円	円	
昭和36年度	11, 390, 646	30, 469, 335, 007	_	
昭和37年度	65, 393, 213	34, 018, 335, 733	30, 469, 335, 007	376. 3
昭和38年度	168, 900, 035	39, 942, 728, 833	64, 488, 271, 546	142. 7
昭和39年度	251, 931, 823	43, 110, 680, 609	104, 431, 000, 379	103. 3
昭和40年度	291, 830, 962	47, 777, 858, 984	147, 541, 680, 988	95. 2
昭和41年度	323, 169, 284	58, 574, 126, 022	194, 633, 908, 272	81. 6
昭和42年度	376, 846, 398	82, 400, 046, 523	253, 212, 869, 406	39. 0
昭和43年度	595, 855, 588	99, 871, 259, 203	335, 612, 932, 142	41.6
昭和44年度	700, 438, 177	123, 284, 175, 802	435, 193, 991, 948	45. 5
昭和45年度	963, 404, 486	168, 623, 656, 813	558, 478, 235, 308	37. 1
昭和46年度	1, 198, 528, 796	210, 277, 641, 123	727, 123, 531, 375	30.0
昭和47年度	1, 481, 740, 313	237, 117, 640, 538	938, 973, 555, 529	19. 9
昭和48年度	1, 740, 937, 328	270, 874, 505, 437	1, 176, 091, 717, 537	15. 2
昭和49年度	2, 483, 074, 572	243, 537, 652, 228	1, 446, 980, 924, 396	6. 7
昭和50年度	3, 298, 085, 598	231, 403, 578, 973	1, 690, 592, 328, 951	3. 7
昭和51年度	4, 018, 316, 327	36, 715, 012, 681	1, 814, 683, 346, 366	2. 6
昭和52年度	4, 533, 032, 943	42, 350, 160, 014	1, 842, 111, 695, 486	2. 0
昭和53年度	5, 480, 427, 023	238, 549, 507, 265	1, 846, 562, 058, 659	1. 6
昭和54年度	6, 580, 407, 224	332, 629, 167, 968	2, 052, 622, 354, 390	1. 5
昭和55年度	10, 895, 043, 787	309, 956, 081, 358	2, 359, 573, 479, 391	1. 5
昭和56年度	11, 321, 072, 699	193, 712, 640, 293	2, 638, 731, 117, 107	1. 4
昭和57年度	11, 501, 131, 440	291, 976, 140, 102	2, 809, 334, 454, 123	1.4
昭和58年度	11, 499, 034, 142	△ 105, 051, 165, 603	3, 069, 931, 916, 604	1.4
昭和59年度	13, 140, 725, 803	△ 39, 192, 284, 910	2, 927, 572, 796, 152	1. 2
昭和60年度	14, 337, 419, 446	43, 947, 712, 764	2, 763, 292, 201, 472	1. 0
昭和61年度	1, 458, 932, 867, 227	558, 712, 639, 018	1, 869, 246, 340, 451	1. 2
昭和62年度	1, 760, 522, 501, 729	663, 806, 512, 985	2, 191, 212, 492, 629	1. 3
昭和63年度	2, 025, 501, 152, 168	556, 793, 682, 473		1. 3
平成元年度	2, 020, 177, 697, 409	515, 693, 356, 277	2, 940, 879, 668, 773	1.4
平成 2年度	1, 866, 273, 616, 321	643, 845, 735, 608	3, 221, 581, 912, 628	1. 4
平成 3年度	1, 982, 143, 798, 882	958, 431, 529, 758	3, 631, 711, 593, 008	1.9
平成 4年度	2, 143, 874, 687, 041	1, 000, 423, 078, 742	4, 357, 171, 433, 601	2. 0
平成 5年度	2, 337, 883, 399, 493	949, 491, 332, 032	5, 127, 518, 672, 427	2. 1
平成 6年度	2, 557, 441, 537, 862	675, 988, 490, 293	5, 846, 811, 259, 238	2. 2
平成 7年度	2, 730, 775, 159, 858	678, 956, 064, 668	6, 371, 210, 827, 539	2. 3
平成 8年度	2, 762, 620, 914, 022	944, 366, 322, 211	6, 951, 616, 006, 700	2. 5
平成 9年度	2, 868, 389, 528, 712	615, 115, 140, 408	7, 849, 327, 722, 829	2. 6
平成10年度	2, 985, 017, 400, 740	487, 099, 447, 899	8, 468, 289, 369, 928	2.8
平成11年度	2, 995, 730, 867, 781	495, 209, 903, 371	8, 961, 936, 661, 851	2. 9
平成12年度	3, 118, 874, 275, 076	352, 656, 708, 238	9, 461, 723, 688, 670	3. 0
平成13年度	3, 312, 930, 676, 350	118, 396, 946, 015	9, 820, 795, 696, 376	2. 9
平成14年度	3, 479, 471, 299, 000	70, 525, 677, 000	-	

別表第八(その3)

	被保険者数	検 認 率
	시	%
昭和36年度	18, 240, 936	73. 9
昭和37年度	18, 532, 917	80. 0
昭和38年度	18, 832, 541	85. 3
昭和39年度	19, 320, 087	88. 1
昭和40年度	20, 015, 723	90. 1
昭和41年度	20, 995, 692	90. 8
昭和42年度	21, 726, 553	91. 6
昭和43年度	22, 310, 948	93. 0
昭和44年度	23, 407, 136	93. 7
昭和45年度	24, 336, 524	94. 2
昭和46年度	23, 669, 193	95. 0
昭和47年度	24, 409, 709	95. 7
昭和48年度	25, 135, 582	95. 7
昭和49年度	25, 217, 998	95.8
昭和50年度	25, 883, 885	96. 0
昭和51年度	26, 469, 081	96. 4
昭和52年度	27, 198, 150	96. 3
昭和53年度	27, 803, 293	96. 2
昭和54年度	27, 851, 410	96. 1
昭和55年度	27, 596, 171	96. 1
昭和56年度	27, 110, 821	95. 7
昭和57年度	26, 461, 011	95. 2
昭和58年度	25, 727, 093	94. 6
昭和59年度	25, 339, 097	94. 1
昭和60年度	25, 090, 536	89. 7
昭和61年度	63, 317, 224	82. 5
昭和62年度	64, 105, 432	83. 7
昭和63年度	64, 928, 527	84. 3
平成元年度	65, 678, 321	84. 7
平成 2年度	66, 313, 128	85. 2
平成 3年度	68, 352, 414	85. 7
平成 4年度	68, 941, 409	85. 7
平成 5年度	69, 275, 930	85. 5
平成 6年度	69, 548, 250	85. 3
平成 7年度	69, 952, 399	84. 5
平成 8年度	70, 195, 170	82. 9
平成 9年度	70, 344, 305	79. 6
平成10年度	70, 501, 845	76. 6
平成11年度	70, 716, 015	74. 5
平成12年度	70, 491, 346	73.0
平成13年度	70, 167, 704	70.9
平成14年度		62. 8

- (注) 1. 「積立度合」、「被保険者数」及び「検認率」を除き、国民年金特別会計国民年金勘定の決算額による。ただし、平成14年度は、「年度末積立金」、「積立度合」、「被保険者数」及び「検認率」を除き、予算額を計上している。 「被保険者数」及び「検認率」を除き、国民年金特別会計国民年金勘定の決算額によ
 - 「運用収入」は、財務省財政融資資金(平成12年度以前は大蔵省資金運用部)への預託金に係る利 子収入額を計上している。

 - 3. 「年金給付額」は、決算参照書の「国民年金給付費」の額である。 4. 「福祉施設事業費支出額」は、国民年金業務勘定への「福祉施設費等財源繰入」の額であり、平成1 0年度以降は財政構造改革の推進に関する特別措置法第11条の規定に基づき、国及び地方公共団体 の負担以外の財源を充てることとされた経費に係る支出を含んでいる。
 - 「その他支出額」は、歳出合計から「年金給付額」と「福祉施設事業費支出額」を引いたものとして
 - 「その他支出額」は、歳出合計から「年金給付額」と「福祉施設事業費支出額」を引いたものとして算出しており、昭和61年度以降は基礎年金拠出金等を含んでいる。「年度末積立金」について、毎会計年度において生じた剰余は、翌年度において積立金に組み入れる取扱いとされている。なお、「年度末積立金」の額は、国民年金特別会計国民年金勘定の決算額を記載しているため、「平成13年度厚生年金保険及び国民年金における年金積立金運用報告書」記載の、年金資金運用基金の管理運用業務に係る損益をすべて含めた場合の年金積立金額とは異なる。「積立度合」は、国民年金特別会計国民年金勘定の決算額から、以下の式により算出した。積立度合=年度末積立金÷(国民年金給付費+基礎年金勘定へ繰入-基礎年金勘定より受入)「国民年金の被保険者数」は、各年度末現在の値であり、任意加入被保資者を含む。昭和61年度以降は、被用者年金名法の被保険者、組合員又は加入者が国をの銀合員の数が現時点で取りまとめら

 - ら、その数を含んでいる。平成14年度については、共済組合の組合員の数が現時点で取りまとめら れていないため、不明である。 9. 平成14年度の「検認率」は、納付率である。

表第九		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(単位:円)
	徵収決定済額	収納済歳入額	未収保険料
昭和57年度	6, 036, 959, 257, 358	5, 998, 708, 300, 902	67, 763, 632, 186
昭和58年度	6, 329, 897, 222, 328	6, 290, 588, 599, 434	70, 653, 285, 045
昭和59年度	6, 615, 833, 887, 493	6, 576, 374, 323, 733	73, 661, 292, 626
昭和60年度	7, 548, 682, 829, 886	7, 505, 306, 783, 636	79, 094, 640, 155
昭和61年度	8, 650, 564, 903, 089	8, 601, 772, 735, 155	86, 323, 244, 545
昭和62年度	8, 954, 760, 038, 680	8, 914, 245, 874, 890	82, 141, 801, 554
昭和63年度	9, 485, 739, 973, 637	9, 450, 492, 982, 765	73, 817, 199, 368
平成元年度	10, 521, 674, 823, 554	10, 490, 993, 235, 302	65, 548, 074, 902
平成 2年度	13, 084, 909, 171, 376	13, 050, 692, 258, 739	64, 940, 311, 830
平成 3年度	14, 261, 503, 870, 782	14, 214, 107, 461, 601	77, 812, 877, 596
平成 4年度	15, 026, 667, 222, 991	14, 955, 010, 820, 140	112, 644, 109, 823
平成 5年度	15, 440, 797, 296, 454	15, 347, 646, 538, 105	151, 979, 021, 583
平成 6年度	16, 510, 367, 980, 946	16, 339, 805, 453, 324	252, 857, 483, 146
平成 7年度	18, 825, 166, 769, 274	18, 693, 281, 716, 896	237, 684, 040, 806
平成 8年度	19, 505, 523, 824, 403	19, 370, 602, 671, 575	263, 062, 617, 502
平成 9年度	20, 849, 014, 806, 877	20, 683, 172, 557, 430	314, 266, 380, 307
平成10年度	20, 781, 459, 683, 440	20, 615, 075, 449, 440	351, 231, 613, 627
平成11年度	20, 391, 021, 166, 719	20, 209, 855, 227, 397	384, 597, 276, 707
平成12年度	20, 233, 835, 700, 828	20, 051, 216, 758, 694	414, 858, 069, 752
平成13年度	20, 150, 991, 067, 852	19, 935, 986, 551, 506	433, 013, 973, 905
平成14年度		21, 809, 915, 111, 000	
	過年度未収保険料の収納額	不納欠損額	収納未済歳入額
昭和57年度	-	3, 817, 835, 630	34, 433, 120, 826
昭和58年度	-	5, 663, 009, 277	33, 645, 613, 617
昭和59年度	-	5, 982, 449, 516	33, 477, 114, 244
昭和60年度	-	6, 382, 272, 836	36, 993, 773, 414
昭和61年度	25, 498, 067, 154	7, 830, 984, 952	40, 961, 182, 982
昭和62年度	29, 910, 865, 646	7, 257, 642, 294	33, 256, 521, 496
177 fn co /- rh			33, 230, 321, 430
昭和63年度	27, 339, 354, 777	8, 008, 355, 926	
昭和63年度 平成元年度	27, 339, 354, 777 24, 264, 588, 549		27, 238, 634, 946
		8, 008, 355, 926	27, 238, 634, 946 23, 432, 903, 422
平成元年度	24, 264, 588, 549	8, 008, 355, 926 7, 248, 684, 830	27, 238, 634, 946 23, 432, 903, 422 27, 547, 962, 781
平成元年度 平成 2年度	24, 264, 588, 549 21, 336, 382, 377	8, 008, 355, 926 7, 248, 684, 830 6, 668, 949, 856	27, 238, 634, 946 23, 432, 903, 422 27, 547, 962, 781 40, 946, 173, 989
平成元年度 平成 2年度 平成 3年度	24, 264, 588, 549 21, 336, 382, 377 21, 276, 196, 136	8, 008, 355, 926 7, 248, 684, 830 6, 668, 949, 856 6, 450, 235, 192	27, 238, 634, 946 23, 432, 903, 422 27, 547, 962, 781 40, 946, 173, 989 66, 186, 846, 558
平成元年度 平成 2年度 平成 3年度 平成 4年度	24, 264, 588, 549 21, 336, 382, 377 21, 276, 196, 136 24, 701, 132, 423	8, 008, 355, 926 7, 248, 684, 830 6, 668, 949, 856 6, 450, 235, 192 5, 469, 556, 293	27, 238, 634, 946 23, 432, 903, 422 27, 547, 962, 781 40, 946, 173, 989 66, 186, 846, 558 85, 501, 810, 384
平成元年度 平成 2年度 平成 3年度 平成 4年度 平成 5年度	24, 264, 588, 549 21, 336, 382, 377 21, 276, 196, 136 24, 701, 132, 423 35, 898, 896, 032	8, 008, 355, 926 7, 248, 684, 830 6, 668, 949, 856 6, 450, 235, 192 5, 469, 556, 293 7, 648, 947, 965	27, 238, 634, 946 23, 432, 903, 422 27, 547, 962, 781 40, 946, 173, 989 66, 186, 846, 558 85, 501, 810, 384 160, 992, 374, 578
平成元年度 平成 2年度 平成 3年度 平成 4年度 平成 5年度 平成 6年度	24, 264, 588, 549 21, 336, 382, 377 21, 276, 196, 136 24, 701, 132, 423 35, 898, 896, 032 47, 664, 131, 797	8, 008, 355, 926 7, 248, 684, 830 6, 668, 949, 856 6, 450, 235, 192 5, 469, 556, 293 7, 648, 947, 965 9, 570, 153, 044	27, 238, 634, 946 23, 432, 903, 422 27, 547, 962, 781 40, 946, 173, 989 66, 186, 846, 558 85, 501, 810, 384 160, 992, 374, 578 119, 202, 206, 115
平成元年度 平成 2年度 平成 3年度 平成 4年度 平成 5年度 平成 6年度 平成 7年度	24, 264, 588, 549 21, 336, 382, 377 21, 276, 196, 136 24, 701, 132, 423 35, 898, 896, 032 47, 664, 131, 797 117, 938, 697, 060	8, 008, 355, 926 7, 248, 684, 830 6, 668, 949, 856 6, 450, 235, 192 5, 469, 556, 293 7, 648, 947, 965 9, 570, 153, 044 12, 682, 846, 263	27, 238, 634, 946 23, 432, 903, 422 27, 547, 962, 781 40, 946, 173, 989 66, 186, 846, 558 85, 501, 810, 384 160, 992, 374, 578 119, 202, 206, 115 117, 392, 570, 339
平成元年度 平成 2年度 平成 3年度 平成 4年度 平成 5年度 平成 6年度 平成 7年度	24, 264, 588, 549 21, 336, 382, 377 21, 276, 196, 136 24, 701, 132, 423 35, 898, 896, 032 47, 664, 131, 797 117, 938, 697, 060 71, 360, 428, 954	8, 008, 355, 926 7, 248, 684, 830 6, 668, 949, 856 6, 450, 235, 192 5, 469, 556, 293 7, 648, 947, 965 9, 570, 153, 044 12, 682, 846, 263 17, 528, 582, 489	27, 238, 634, 946 23, 432, 903, 422 27, 547, 962, 781 40, 946, 173, 989 66, 186, 846, 558 85, 501, 810, 384 160, 992, 374, 578 119, 202, 206, 118 117, 392, 570, 339 146, 426, 867, 742
平成元年度 平成 2年度 平成 3年度 平成 4年度 平成 5年度 平成 6年度 平成 7年度 平成 8年度 平成 8年度	24, 264, 588, 549 21, 336, 382, 377 21, 276, 196, 136 24, 701, 132, 423 35, 898, 896, 032 47, 664, 131, 797 117, 938, 697, 060 71, 360, 428, 954 72, 864, 854, 744	8, 008, 355, 926 7, 248, 684, 830 6, 668, 949, 856 6, 450, 235, 192 5, 469, 556, 293 7, 648, 947, 965 9, 570, 153, 044 12, 682, 846, 263 17, 528, 582, 489 19, 415, 381, 705	27, 238, 634, 946 23, 432, 903, 422 27, 547, 962, 781 40, 946, 173, 989 66, 186, 846, 558 85, 501, 810, 384 160, 992, 374, 578 119, 202, 206, 115 117, 392, 570, 339 146, 426, 867, 742 147, 387, 679, 169
平成元年度 平成 2年度 平成 3年度 平成 4年度 平成 5年度 平成 6年度 平成 7年度 平成 8年度 平成 9年度	24, 264, 588, 549 21, 336, 382, 377 21, 276, 196, 136 24, 701, 132, 423 35, 898, 896, 032 47, 664, 131, 797 117, 938, 697, 060 71, 360, 428, 954 72, 864, 854, 744 87, 460, 686, 193	8, 008, 355, 926 7, 248, 684, 830 6, 668, 949, 856 6, 450, 235, 192 5, 469, 556, 293 7, 648, 947, 965 9, 570, 153, 044 12, 682, 846, 263 17, 528, 582, 489 19, 415, 381, 705 18, 996, 554, 831	27, 238, 634, 946 23, 432, 903, 422 27, 547, 962, 781 40, 946, 173, 989 66, 186, 846, 558 85, 501, 810, 384 160, 992, 374, 578 119, 202, 206, 115 117, 392, 570, 339 146, 426, 867, 742 147, 387, 679, 169 154, 493, 298, 601
平成元年度 平成 2年度 平成 3年度 平成 4年度 平成 5年度 平成 6年度 平成 6年度 平成 7年度 平成 8年度 平成 9年度 平成 9年度 平成 10年度	24, 264, 588, 549 21, 336, 382, 377 21, 276, 196, 136 24, 701, 132, 423 35, 898, 896, 032 47, 664, 131, 797 117, 938, 697, 060 71, 360, 428, 954 72, 864, 854, 744 87, 460, 686, 193 91, 630, 043, 405	8, 008, 355, 926 7, 248, 684, 830 6, 668, 949, 856 6, 450, 235, 192 5, 469, 556, 293 7, 648, 947, 965 9, 570, 153, 044 12, 682, 846, 263 17, 528, 582, 489 19, 415, 381, 705 18, 996, 554, 831 26, 672, 640, 721	27, 238, 634, 946 23, 432, 903, 422 27, 547, 962, 781 40, 946, 173, 989 66, 186, 846, 558 85, 501, 810, 384 160, 992, 374, 578 119, 202, 206, 115 117, 392, 570, 339 146, 426, 867, 742 147, 387, 679, 169 154, 493, 298, 601 157, 099, 793, 645 166, 400, 263, 710

⁽注) 1. 厚生保険特別会計年金勘定の決算額によるものであり、厚生年金基金の代行部分を含まない。 ただし、平成14年度については、予算額を計上している。

^{2. 「}過年度未収保険料の収納額」は、「収納済歳入額」の内数である。なお、昭和60年度以前については記録を保存していないため、昭和61年度以降について整理している。

別表第十 (単位:件)

	差押え事業所数
平成10年度	17, 615
平成11年度	16, 157
平成12年度	17, 829
平成13年度	19, 715

(注) 平成9年度以前については記録を保存していないため、平成 10年度以降について整理している。

7,137,37			(11,22.13)
	徴収決定済額	収納済歳入額	未収保険料
昭和57年度	1, 376, 101, 009, 788	1, 376, 101, 009, 788	320, 783, 683, 693
昭和58年度	1, 460, 372, 088, 344	1, 460, 372, 088, 344	370, 845, 593, 136
昭和59年度	1, 500, 687, 098, 824	1, 500, 687, 098, 824	426, 563, 237, 869
昭和60年度	1, 576, 178, 762, 107	1, 576, 178, 762, 107	579, 882, 500, 663
昭和61年度	1, 212, 665, 786, 524	1, 212, 665, 786, 524	739, 822, 957, 343
昭和62年度	1, 262, 067, 944, 409	1, 262, 067, 944, 409	806, 582, 574, 839
昭和63年度	1, 284, 421, 338, 844	1, 284, 420, 202, 344	821, 765, 433, 452
平成元年度	1, 284, 128, 634, 261	1, 284, 127, 085, 561	817, 440, 885, 074
平成 2年度	1, 305, 264, 407, 380	1, 305, 263, 580, 780	816, 496, 631, 032
平成 3年度	1, 450, 502, 015, 017	1, 450, 500, 979, 417	826, 118, 676, 418
平成 4年度	1, 541, 601, 578, 004	1, 541, 601, 348, 404	877, 750, 724, 190
平成 5年度	1, 646, 593, 800, 718	1, 646, 593, 800, 718	943, 320, 902, 050
平成 6年度	1, 729, 585, 056, 910	1, 729, 584, 598, 510	1, 005, 509, 300, 060
平成 7年度	1, 825, 122, 107, 639	1, 825, 122, 107, 639	1, 084, 991, 153, 480
平成 8年度	1, 920, 898, 183, 054	1, 920, 898, 183, 054	1, 229, 942, 717, 520
平成 9年度	1, 945, 339, 236, 033	1, 945, 339, 236, 033	1, 382, 730, 939, 320
平成10年度	1, 971, 602, 603, 037	1, 971, 602, 603, 037	1, 574, 603, 866, 530
平成11年度	2, 002, 526, 983, 591	2, 002, 526, 983, 591	1, 729, 672, 942, 630
平成12年度	1, 967, 840, 647, 325	1, 967, 840, 647, 325	1, 818, 954, 596, 860
平成13年度	1, 953, 759, 943, 238	1, 953, 759, 943, 238	1, 876, 424, 816, 260
平成14年度	_	2, 162, 047, 675, 000	-

	過年度未収保険料の収納額	不納欠損額	収納未済歳入額
昭和57年度	0	0	0
昭和58年度	0	0	0
昭和59年度	0	0	0
昭和60年度	0	0	0
昭和61年度	0	0	0
昭和62年度	0	0	0
昭和63年度	0	0	1, 136, 500
平成元年度	338, 900	0	1, 548, 700
平成 2年度	447, 400	262, 800	563, 800
平成 3年度	389, 500	1, 035, 600	0
平成 4年度	86, 800	229, 600	0
平成 5年度	0	0	0
平成 6年度	0	458, 400	0
平成 7年度	0	0	0
平成 8年度	0	0	0
平成 9年度	0	0	0
平成10年度	0	0	0
平成11年度	0	0	0
平成12年度	0	0	0
平成13年度	0	0	0
平成14年度			_

- (注) 1. 国民年金特別会計国民年金勘定の決算額による。ただし、平成14年度については、予算額を計上している。
 - 2. 国民年金保険料は、会計法(昭和22年法律第35号)第6条及び予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第28条の2の規定により、納入の告知を要しない歳入とされており、調査決定と収納を同時に行っているため、原則として、「徴収決定済額」と「収納済歳入額」は同額となっている。

ただし、国民年金法第96条の規定により督促を行う場合には、収納に先立ち調査決定を行う こととなるため、「徴収決定済額」と「収納済歳入額」が一致せず、「過年度未収保険料の収 納額」についても、調査決定を行った額を計上している。 別表第十二 (単位:件)

$m \propto \pi + -$	
	差押え件数
昭和62年度	0
昭和63年度	1
平成元年度	1
平成2年度	1
平成3年度	0
平成4年度	0
平成5年度	0
平成6年度	0
平成7年度	0
平成8年度	0
平成9年度	0
平成10年度	0
平成11年度	0
平成12年度	0

⁽注) 昭和61年度以前については記録を保存していないため、昭和62年度以降について整理している。